

(報酬の返還に関する制度)

雇入れ後下表に定める保証期間にて求職者による自己都合の場合に退社した場合は、求人者は紹介元会社に対し、支払われた報酬に下表に定める返金率を乗じた金額を返還請求できるものとする。

保証期間	返金率
入社後 1 ヶ月以内に辞職した場合	8 0 %
入社後 1 ヶ月を超え 3 ヶ月以内に辞職した場合	5 0 %